



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 リョービ株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦上 彰
(コード：5851、東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員財務部長 川口 裕幸
(TEL. 03-3501-0511)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 29 年 10 月 31 日付で公表しました「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 106 回定時株主総会に、定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、経営情報の適時・的確な開示を図り、経営の透明性を高めるとともに、当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。これにともない、現行定款第 13 条、14 条、37 条、38 条および 39 条に所要の変更を行うものであります。

また、決算期変更の経過年度となる第 107 期事業年度は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 9 カ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日

平成 30 年 6 月 22 日

(2) 定款変更の効力発生予定日

平成 30 年 6 月 22 日

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p><新設></p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第37条の規定にかかわらず、第107期事業年度は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第39条の規定にかかわらず、第107期事業年度の中間配当金の基準日は2018年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則第1条から本条までの規定は、2019年1月1日をもってこれを削除する。</u></p>

以上